

令和 3 年 6 月 2 5 日

亀岡市議会議長 福井 英昭 様

発議者 西口 純生

木曾 利廣

三上 泉

山本 由美子

小松 康之

意見書案の提出について

別紙意見書案を当市議会の議決をもって、それぞれの宛先に提出されたく、亀岡市議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

選択的夫婦別姓制度の法制化について深い議論を求める意見書（案）

２０１８年２月に内閣府が公表した世論調査では、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別姓制度の導入に賛成と答えた国民は４２．５％となり、反対の２９．３％を上回っています。

また、同年３月２０日の衆議院法務委員会において、夫婦同姓を義務づけている国は、世界で日本だけであることを法務省が答弁しました。男女同権の理念に則り、２００３年から日本政府に対して改善勧告を続けてきた国連女性差別撤廃委員会は、２０１６年３月の第７回及び第８回報告に対する最終見解において、改めて「女性が婚姻前の姓を保持できるよう夫婦の氏を選択に関する法規定を改正すること」を求めています。

最高裁判所は２０１５年１２月１６日に続き、２０２１年６月２３日にも、夫婦同姓規定を合憲とする一方、「選択肢が設けられていないことの不合理」については裁判で見出すことは困難とした上で、「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」と、民法の見直しを国会に委ねましたが、十分に進んでいません。

国民の間には、家制度への考え方や家族観による意見の違いはありますが、選択的夫婦別姓制度は夫婦同姓を選ぶ人の権利も保障しています。国民それぞれの思いを叶える選択肢が必要です。家族のあり方が多様化する今、最高裁判決の趣旨を踏まえて国民的議論を進め、適切な法的選択肢を用意することは、国会及び政府の責務であると考えます。

よって、国会及び政府におかれては、選択的夫婦別姓制度の法制化について深い議論を進められることを求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和３年６月２５日

衆議院議長	}	宛
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
法務大臣		

亀岡市議会議員 福井 英昭